

弘前藩の刑法典 (十六) — 寛政律 —

橋 本 久

目次

はじめに

一 安永律

付1 『御刑罰御定』 (安永律) [第六号]

付6 『要記秘鑑』三十三 安永四年八月二十六日条 [第十三号]

二 寛政律

(一) 『御刑法書之写』 [第七号]

(二) 『寛政律』 (その一) [第八号]

(三) 『寛政律』 (その二) [第十一号]

(四) 『寛政律』 (その三)

付2 『隠商過料定牒』

付3 『人別方御用取扱条例』 『人別調方取扱条例』 [第十三号]

(五) 『寛政律』 (その四)

補訂1 『藩法史料集成』所収「弘前藩御刑法牒」 [第十四号]

(六) 『寛政律』 (その五)

付4 『諸取引御触書』 『公義御書付留』 『公義御触書留』

付5 (参考) 『公事訴訟取捌』 [第十五号]

(七) 『寛政律』 (その六) [第十七号]

(八) 『寛政改正御刑法帳』 [第十九号]

(九) 『寛政改正 刑律』 [第二十号]

付6 『要記秘鑑』三十三 [第十七・十九・二十号]

料

資

- (十) 『寛政九年 刑法』 [第二十一号]
 (十一) 『法律秘略』 [第二十二号]
 付7 『要記秘鑑』三十四 [第二十一・二十二号]
 (十二) 『寛政律』 [第二十三号]
 付8 『御用格』二十一 [第二十五号]
 (十三) 『和律』 [第二十七号]
 付9 『御用格』二十二 [第二十七号]
 (十四) 『御刑法嘆』 [本 号]
 付10 『御用格』二十三・二十四 [次号以下]
 (十五) 『刑律』 [本 号]
 (十六) 『旧津輕藩刑法』 [次号以下]
- 三 文化律
- (一) 『刑法』
 (二) 『御刑法嘆』 (その一)
 (三) 『御刑法嘆』 (その二)
 (四) 『御刑法帳』

一 寛政律

(十五) 『刑律』

凡例

- 一 原本は弘前市立弘前図書館所蔵本(GK三三二・五十一九)を用いた。
- 一 字体・字配りは、できるかぎり原本にしたがった。異体字・変体仮名については、かならずしも原本通りではない。変体仮名の一部を、あ：阿、え：江、か：可、し：志、た：堂、と：号、の：能、は：者・盤、へ：遍、り：里、れ：連、わ：王、を：越などと表記した。
- 一 原本塗抹は元字の左に、を付し、右に訂正文字を記した。
- 一 原本の行末が次行に及んだ場合は、行末を示すために「をくわえた。
- 一 原本の丁数・表裏を各終行末に「」で示した。
- 一 便宜上、(二)～(十四)に依い、各項目に「一、二、三、……」、各条文に仮番号1、2、3、……等の数字を付した。
- 一 他に適宜書き加えた箇所は「」で示した。
- 一 草稿本との異同は、本文の該当箇所の左に。を付し、下欄に対応する文字を示した。欠字は、・で示した。

〔表紙〕

刑律

弘前藩政事典刑誌

〔出典〕
冊ノ内
五六

覺

刑法帳評議之通申付候一体刑法之儀兼而一定之上ニ候得共猶其時宜ニ寄り輕重之評議モ可有之事ニ候且箇條ニ適當ノ罪人有之候共何レ君臣之義ヲ立テ父子之親ニ基キ總而人倫之義ヲ論シ其時々致評議候様依而必シモ其箇條ニ不可泥事ニ候

巳三月

刑法目錄

〔一才〕

名例

- 一戸ノノ 〔一〕
 - 一鞭刑 〔二〕
 - 一鞭刑追放 〔三〕
 - 一徒刑 〔四〕
 - 一死刑 〔五〕
 - 一贖刑 〔六〕
 - 一五逆之事 〔七〕
 - 一老幼廢疾之事 〔一才〕
 - 一科人者首從可別事 〔八〕
 - 一一人ニ而二罪有之事 〔九〕
 - 一五軒組合連坐ニ可及箇條之事 〔一〇〕
 - 一科人自身申出候者 〔一一〕
 - 一親族者罪ヲ隱候テモ容赦有之事 〔一二〕
 - 一親族輕重之事 〔一三〕
 - 一親族重之事 〔一四〕
 - 一罪可減者ハ果減ヲ得候事 〔一五〕
 - 一婦人犯罪之事 〔一六〕
 - 一不義ノ財物取捌之事 〔一七〕
 - 一同類之内出奔有之片口ニ相成候者之事 〔一八〕
 - 一罪科加減之事 〔一九〕
 - 一闕所之事 〔二〇〕
- 〔一七〕之、
〔一八〕に、
〔一九〕之、
〔二〇〕之、
〔一三〕越、
〔一四〕而、
〔一五〕而、
〔一六〕而、
〔一七〕而、
〔一八〕而、
〔一九〕而、
〔二〇〕而、

一 取押物之事。 (二二)

人命

一人ヲ謀テ殺候者 (二二)

一 謀テ親ヲ殺候者 (二三)

一 親族之謀殺 (二四)

一 謀テ主人ヲ殺候者 (二五)

一 姦ニ因テ夫ヲ殺候者 (二六)

〔三才〕

一 一家三人ヲ殺候者 (二七)

一 頭分ノ者ヲ謀殺致候者 (二八)

一 呪詛毒藥 (二九)

一 打擲ニテ人ヲ殺候者 (三〇)

一 怪我ニテ人ヲ殺候者 (三一)

一 夫有罪ノ妻妾ヲ殺候者 (三二)

一 一人ヲ逼テ死ヲ致候者 (三三)

一 人殺ノ者ヲ内濟致候者 (三四)

打擲

一 喧嘩打擲ハ疵ノ輕重ヲ以罪ヲ定候事 (三五)

〔三ウ〕

一 疵療治之事 (三六)

一 勢ヲ以人ヲ縛リ打擲致候者 (三七)

一 下人主人ヲ打擲致候者 (三八)

一 妻妾夫ヲ打擲致候者 (三九)

亵、

て、
越、

て、
越、

て、
を、

に、
て、
を、

を、

之、
越、

ふて、
越、

ふて、
を、

の、
を、

越、
て、
を、

の、
越、

の、
を、
亵、

亵、

亵、

亵、

亵、

亵、

亵、

越、

を、

を、

を、

一 兄弟之打擲 (四〇)

一 師匠ヲ打擲致候者 (四一)

一 父祖人ニ打擲セラレ其子孫返シ打候者 (四二)

盗賊

一 竊盜 (四三)

一 城中ニ忍入盜致候者 (四四)

〔四才〕

一 自分預物ヲ私曲致候者 (四五)

一 官廩ノ財物盜取候者 (四六)

一 強盜 (四七)

一 白晝人ノ物ヲ搶奪候者 (四八)

一 火附 (四九)

一 馬盜 (五〇)

一 盜袖 (五一)

一 流矢木盜揚致候者 (五二)

一 田野ノ穀物ヲ盜取候者 (五三)

一 夜中故ナク人ノ家ニ入候者 (五四)

〔四ウ〕

一 盜人ノ宿致候者 (五五)

一 勾引 (五六)

一 入墨ヲ拔取候者 (五七)

一 謀書謀判致候者 (五八)

越、
小、
ら、
連、
し、

江、

を、

之、

の、

の、

を、

之、

の、

の、

を、

之、

の、

の、

なく、

之、

を、

を、

を、

を、

を、

を、

一 役人ヲ似セ候者	〔五九〕	を、 ハ、
一 似セ金。錢ヲ造リ候者	〔六〇〕	せ、 を、 ハ、
一 賄賂		
一 枉法賄賂ノ事	〔六一〕	之、 之、 ハ、
一 不枉法賄賂ノ事	〔六二〕	之、 之、 ハ、
一 坐贓ノ事	〔六三〕	之、 之、 ハ、
〔五才〕		
一 賄賂ノ約諾致候者	〔六四〕	之、 ハ、
一 賄賂ヲ行ヒ候者ノ事	〔六五〕	を、 ハ、 之、 ハ、
一 茂合取立私曲致候者	〔六六〕	ハ、
田宅		
一 隠田畑	〔六七〕	
一 田畑質入	〔六八〕	
一 田畑ノ押領	〔六九〕	之、
倉庫		
一 収税ノ遲滞	〔七〇〕	之、
一 内借	〔七一〕	
〔五ウ〕		
訴訟		
一 手越ニ訴	〔七二〕	に、
一 無名ノ訴狀	〔七三〕	之、
一 不實ノ事訴狀致候者	〔七四〕	之、 ハ、
一 親族相訴候者	〔七五〕	ハ、
一 子孫父母ノ教ニ背候者	〔七六〕	の、 に、 ハ、
一 訴訟ノ腰推致候者	〔七七〕	の、 ハ、
一 強訴	〔七八〕	
運上		
一 隠津出	〔七九〕	
〔六才〕		
一 隠荷揚	〔八〇〕	
一 隠商賣	〔八一〕	
雜犯		
一 博奕	〔八二〕	
一 公事頼合致候者	〔八三〕	ハ、
一 一人ノ罪ヲ致輕重者	〔八四〕	之、 を、
一 失火	〔八五〕	
一 野火	〔八六〕	
一 觸ニ背キ候者	〔八七〕	に、 き、 ハ、
一 不可為ス義ヲ致候者	〔八八〕	を、 ハ、
〔六ウ〕		
一 科人手向致候者	〔八九〕	ハ、
一 科人出奔	〔九〇〕	
一 科人ヲ隠シ候者	〔九一〕	を、 し、 ハ、
一 私ニ升秤ヲ造リ候者	〔九二〕	に、 秤、 を、 ハ、
一 關門ヲ忍通候者	〔九三〕	関、 を、 ハ、
一 立歸者	〔九四〕	

料

資

一馬札紛失
〔九五〕

犯姦

一姦淫
〔九六〕

一僧尼犯姦
〔九七〕

〔七オ〕

一下人家長ノ妻女ヲ姦シ候者
〔九八〕

一相對死
〔九九〕

一隠遊女
〔一〇〇〕

〔七行空白〕

〔七ウ〕

覺

此度刑法改定ニ付評議ノ處明律ハ歷代ノ
刑法ヲ致損益相立候儀ニ付律ノ輕重宜ク
義理共ニ正シク候得共當時ニ比ベ候得ハ
一 跡ノ律重ク明律ニテ答罪ニ相當候部ハ
大方當時ノ戸メニテ相濟候振合ニ候猶又
一 刑法モ違候間其儘ニハ難用依之當時通例
行ヒ候刑名ヲ以明律ノ格ニ隨ヒ差等相立
專ラ其義理ニ依リ輕重相分申候右ノ内幕
府律ニ相拘候義并是迄ノ律ニテ俄ニ輕重

〔八オ〕

難相成分ハ得ト斟酌加減此度相立候簡條

の、越、しゆ、

を、ゆ、之、く、
に、しくゆ、ふ、ゆ、
の、く、ふて、に、ゆ、
ふて、ゆ、ゆ、
も、ゆ、ふ整、

之、処、者、の、
を、ゆ、之、く、
に、しくゆ、ふ、ゆ、
の、く、ふて、に、ゆ、
ふて、ゆ、ゆ、
も、ゆ、ふ整、

ノ内洩候義モ右ノ趣ヲ以明律ヲ参考イタ
シ輕重無之様即相定候刑法名目ト明律刑
名トノ相當ノ差等如左

戸メ 明律答刑

五日 十
十日 二十
十五日 三十
二十日 四十
三十日 五十

〔八ウ〕

鞭刑 明律杖刑

三 六十
六 七十
九 八十
十二 九十
十五 一百

明律、

鞭刑追放 明律徒刑

十八 所拂 一年 杖六十
廿一 三里 一年半杖七十
廿四 五里 二年 杖八十

〔九オ〕

廿七 七里 二年半杖九十
三十 十里 三年 杖一百

之、ゆ、も、之、を、を、
い、當、し、ゆ、毎、
と、の、之、

明律、

与、得、ゆ、

但大場ノ地十四ヶ所徘徊ヲ禁ス	之、
○徒刑	明律、
○半年 鞭三十	○二千里杖一百
○一年 鞭三十	○二千五百里杖一百
○一年半 鞭三十	○三千里杖一百
○死刑	○明律死刑
○絞	○絞
○斬	○秋後
○獄門	〔九ウ〕
○磔	をて、小、
○火刑	能、小、
○火刑ハ火附ヲ極メテ重科ニ相立幕府ノ律ニ基ク	
○刑法	
○名例	
〔一〕 戸メ五	
1 戸メ五日	
○同 十日	
○同 十五日	
○同 二十日	
○戸メ三十日	〔一〇オ〕
○但子兄弟或ハ奉公人ノ類戸メ難相成者ハ右日數ノ通過料人夫或ハ一日六	之、

拾文ノ積ヲ以過料錢為差出候事	十、能、小、
〔二〕 鞭三	
○同 鞭三	
○同 鞭六	
○同 鞭九	
○同 鞭十二	
○同 鞭十五	
〔三〕 鞭	
○鞭 十八所拂	
○鞭 廿一三里	
○鞭 廿四五里	
○鞭 廿七七里	
○鞭 三十里	
○但 大場ノ地十四ヶ處徘徊ヲ禁ス	
○但追放ハ鞭十八以上ニ候得共其罪ノ子細ニ寄り其所ニ難差置者ハ鞭數ニ不拘所拂可致事	
〔四〕 徒刑三	〔一一オ〕
4 徒半年 鞭三十	

10 一 大不敬
宗廟ノ器物并藩主ノ衣類等ヲ盗取候
モノ、事

11 一 不孝
祖父母父母ノ事ヲ訴へ或ハ悪口イタ
シ並父母ノ扱宜シカラス難渋セシム
ルモノ、事

12 一 不義
支配ノ者頭分ノ者ヲ殺シ弟子トシテ
師匠ヲ殺シ候モノ、事

13 〔八〕 老幼廢疾之事
一 歳七十以上十五歳以下并廢疾ノ者死罪
以下贖ヒニテ用捨可致事八十以上十歳
以下死罪ヲ犯者ハ臨時評決ノ事盜賊并
人ニ疵付候者ハ贖ヲ出サセ可申事其餘
ノ罪ハ擧ヒ無之九十以上七歳以下ハ死
罪ニテモ刑ヲ不可加事
但罪ヲ犯候節末々老疾ニ無之トモ事

殺シ并人ノ支骸ヲ切りホトキムゴク
切害致候モノ、事
し、の、を、ほととき
む、く、
ゆ、もの、

〔一四オ〕

の、の、を、は
の、越、盤、い、
し、の、し、可、ら、そ、
る、もの、

もの、

の、の、を、し、と
して、
を、し、ゆ、もの、

の、
之、
ひ、て、
を、盤、支、之、
に、盤、を、せ、
の、盤、ひ、盤、
ふ、て、も、を、支、
越、ゆ、ふ、ゆ、

14 一 廢疾ノ事總而人事ニハツレ候片輪病人
ヲ云フナリ馬鹿亂心ノ類モ廢疾ト可致
事

顯レ候節老疾ニ候得ハ老疾ヲ以論シ
幼少ノ節罪ヲ犯シ壯年ニ至リ事顯レ
候節ハ幼少ノ例ヲ以テ論ス

15 〔九〕 科人ハ首從可別事
一 二人以上申合罪ヲ犯候節ハ其内趣意相
企候者ヲ首ト致事其餘ハ從ト致候事
從ノ者ハ首ヨリ罪一等ヲ減可申事尤本
文ニ同類不殘ト有之ハ首從ノ差別無之
事

顯レ候節老疾ニ候得ハ老疾ヲ以論シ
幼少ノ節罪ヲ犯シ壯年ニ至リ事顯レ
候節ハ幼少ノ例ヲ以テ論ス

16 〔一〇〕 一人ニテ二罪有之事
一 九テ二罪以上共ニ顯レ候節ハ重キモノ
一箇條ヲ以罪ヲ定候事若シ一罪先キニ
顯レ既ニ刑ヲ加ヘ候後外ノ罪顯レ候節
ハ輕キモノ并同等ノ科ハ論セス若シ跡
ニアラハレ候科重クハ前罪ノ鞭數差引
殘ル鞭數斗刑ヲ加ヘ候事

連、ふ、得、者、
の、を、し、ふ、
阿、王、れ、
を、て、
之、惣、支、に、者、つ、連、
を、ふ、な、り、の、も、
与、

者、
を、ゆ、
ゆ、を、と、与、ゆ、
の、よ、里、を、

ふ、と、者、の、

而、
而、に、連、ゆ、盤、
き、もの、
を、を、ゆ、支、
、
連、ふ、を、の、連、
盤、き、もの、之、盤、
せ、
に、阿、ら、え、連、ゆ、く、
る、を、ゆ、

料

〔一二〕

五軒組合連坐ニ可及箇條ノ事

〔一五オ〕

ふ、の、支、

17 一 隠田畑

18 一 隠津出

19 一 盜柚

20 一 博奕之宿

21 一 隱商賣

右箇條ノ内罪ヲ犯候者組合ノ者ハ本人ノ罪相當ヲ以過料ニ直シ組合四軒ヨリ為差出候事

よ、里、ゆ

但組合四軒ニ不滿モノハ四軒ノ割

合ヲ以不足分ハ容赦致候事

〔一五ウ〕

に、もの、盤、の、を、盤、いふしゆ、

〔一二〕 科人自身申出候者

一 總而惡事ヲ致候者事イマタ顯レサル以前自身申出ニヨキテハ其罪容赦可致事

但人ヲ疵付或ハ物ニ寄り不可償品并姦通ノ類ハ不許事

一 竊盜或ハ手段等ニテ人ノ財物ヲ取り其後過ヲ悔ヒ候テ自身ト本人エ返シ候者

23

ハ官エ申出ルト同前其料可許事

ハ官エ申出ルト同前其料可許事

江、ると、支、

〔一三〕 親族ハ罪ヲ隠シ候テモ容赦ノ事

〔一六オ〕

を、ゆ、而、茂、之、支、の、

候テモ咎無之事

但其事ヲ泄ラシ〔逃〕邊ケ去ラシムルモ不可罪事家来主人ノ為ニ隠候モ是同

前ノ事其外妻ノ父母娘ノ智夫ノ兄弟ハ相應候節平人ヨリ罪三等ヲ減可申

事

盤、ゆ、よ、里、を、之、の、の、の、

〔一四〕

親族輕重ノ事

一 本文ニ祖父母ト有之ハ高祖曾祖同様ノ事孫ト有之ハ曾孫玄孫同様ノ事嫡孫承

祖ハ父母ト同様嫡母養母ハ實母ト同様

〔一六ウ〕

に、と、之、支、と、之、盤、と、盤、と、

ノ事

〔一五〕

罪可減者ハ累減ヲ得ル事

一 縱ハ罪ヲ犯シ候者首ト從ト有之時其從ノモノハ罪一等ヲ減シ候上其者外ニ減

スヘキノ子細有之時ハ又幾等モ減スヘキ事

可減之、盤、も可減、之、もの、盤、を、しゆ、越、しゆ、と、と、

を、得、る、支、

〔一六〕 婦人犯罪ノ事

27 一 婦人ノ罪ヲ犯候。モノ鞭十五ニ不可過鞭十五以上ニ相當候節ハ十五鞭切りニテ残ル數ハ過料ニテ罪ヲ贖ヒ可申事。

〔一七オ〕

28 一 婦人ノ鞭刑ハ襦袢ノ上ヨリ打可申事但姦淫ノ罪ハ衣ヲ去リ直ニ打可申事竊盜ノ類ハ入墨ヲ許可申事。

〔一七〕 不義ノ財物取捌ノ事

29 一 財物ノ上ニテ罪ヲ犯候。モノハ本人相手共ニ罪有之時ハ其財物ハ没收可致事若シ相手方罪アリ本人罪無之時ハ其財物ハ本人エ相返候事。

30 一 其財物ノ没收可致モノ并本人エ可返モノ既ニ費用候ハ可令償出事若シ科人身

〔一七ウ〕

死候。テ品物費用候節ハ取立ニ不及事

〔一八〕 同類ノ内出奔有之片口ニ相成候者ノ事

31 一 同類ノ内一人出奔イタシ一人ヲ捕へ候節其内出奔イタシ候モノヲ本人ノ旨申

之、の、を、は者、に、

ふ、盤、ふて、る、盤、ふて、を、ひ、

の、盤、の、よ里、の、盤、を、に、夏、の、盤、越、

の、・、夏、の、ふて、を、はもの、

ふ、盤、盤、

・、阿里、盤、

江、は、の、もの、江、も、

の、ふ、は者、

は而、は、ち、ふ、

之、に、は、の、

の、い堂し、を、は、の、い堂しはものを、の、

〔一九〕 罪科加減ノ例

〔一八オ〕

32 一加ト云フハ本罪ノ上ニ猶加ヘテ重ク致候事減ト云フハ本罪ノ上ヲ減シテ輕ク致候事

但減候節ハ四段ノ死罪三段ノ徒罪各一等トイタシ減候事加ヘ候節ハ一段毎ニ一等ト致候事猶又加罪ハ徒一年半鞭三十限ニテ加ヘテ死ニ入ルヘカラス加ヘテ死ニ可入モノハ其箇條ニ其譯斷有之事

ふ、盤、盤、ふ致し、

を、夏、いふしは、之、ふ、盤、

とふ、の、に、て、く、は、と、ふ、の、を、いふしは夏、

は、盤、の、の、

とい堂し、は、は、盤、

ふ、と、は夏、盤、

ふて、て、ふ、通可、

らそ、て、ふ、もの、

之、

之、ら、に、は、

ふ、もの、の、に、

〔二〇〕 關所ノ事

〔一八ウ〕

33 一 關所ノ事鞭三十以上專ラ利欲ニ拘リ候科ハ其利欲ノ輕重ニ寄リ田畑或ハ家屋鋪家財等關所可申付事重罪ニテモ利欲ニ不拘モノハ律ノ箇條ニ出候外關所不

〔二二〕 取押物ノ事

一總而禁ヲ犯候。モノヲ取押候義其懸合役筋ノ者ニ無之候ハ其品物取押候者へ給與ノ事其役筋ニテ取押候ハ取押物多少ニ寄り可賞其品物ハ没收可致事

〔一九オ〕

人命

〔二二〕 人ヲ謀テ殺候者

一宿意ヲ以謀テ人ヲ殺シ候者其張本人ハ獄門加擔手傳イタン殺シ候モノハ斬罪加擔斗ニテ手傳不致モノハ徒一年半鞭三十

36 一疵付候迄ニテ不死時ハ張本人ハ斬罪加擔手傳致候モノハ徒一年半鞭三十

37 一謀殺ノ事行ヒ候得ハ疵付不申候トモ張本人ハ鞭三十加擔手傳ノ者ハ鞭十五

〔一九ウ〕

83 一右ノ張本人ハ縦ヒ其場ニ不臨候トモ殺候節ハ其身手ニ懸ケ殺候同前疵付候節ハ手ニ懸ケ疵付候モ同前ノ事加擔ノモ

の、惣、を、はもの、を、
ひり、
之、は者、は、
与之、ふて、は者、
ろ、

を、て、は、
を、て、を、し、は、
い堂し、はもの盤、
ふて、もの盤、

は、ふて、盤、
はもの盤、
の、ひ、は、は共、
ろ、之、ろ、

之、盤、ひ、ふ、は共、
は、に、は、は、
盤、ふ、は、は、
之、の、も

39 一若シ因之財寶ヲ取候へハ強盜ノ律ニ隨ヒ一張本人加擔ノ差別無之不殘磔

但同行ノ内ニテモ財ヲ分ケ不申候へハ謀殺ノ律ニテ捌候事

〔二三〕 謀テ親ヲ殺候者

〔二〇オ〕

40 一謀テ親ヲ殺候者男女ニ不限肆シモノ鋸引婦人夫ノ父母ヲ殺候モ同様ノ事

但鋸引ノ者ハ罪ノ次第建札イタン往來ノ道路ニ於テ肆シ候事三日往來ノ者勝手次第鋸引致サセ候事右日限濟候マテ鋸引イタン候モノ無之候へハ其節引廻ノ上磔

41 一弑道ノ事既ニ行ヒ候へハ縦ヒ疵付不申候トモ磔

42 一親殺ノ者妻子ハ不殘遠ク追放家屋鋪家

〔二〇ウ〕

財關所

但子ニテモ別居ノ者ハ容赦ノ事

一六六
の盤、ふ、は、ふ、はも
のよ里、を、
宝を、は、の、に、
ひ、之、

の、ふても、を、
は得盤、
之、ふて、は、

て、を、は、

て、を、は、ふ、ふ、し
もの、
の、を、は茂、之、
之、の、い堂し、
の、ふ、て、し、は、
、は、
は、追、致、は者、は、
之、

之、之、ふ、ひ、ひ、
はとも、
之、ろ、く、

ふても、もの盤、
之、之、

43

一 親殺ノ者於自滅ハ死骸鹽漬磔ニイタシ
ヘキ事

之、者、可致、

(二四)

親族ノ謀殺

44 一 祖父母ヲ殺サント謀リ既ニ行ヒ候モノ
ハ獄門殺候ヘハ引廻ノ上磔

之、を、さんと、小、ひ
れ得者、之、
の、之、支、
能、を、ひ、之、

45

一 婦人夫ノ祖父母并夫ヲ殺候者右同様ノ
事

能、を、ひ、之、

46

一 伯叔父姑兄姉ハ謀殺既ニ行ヒ候ヘハ徒
一年鞭三十疋付候ヘハ獄門殺候ヘハ磔

を、致、ひ、
れ得者、得者、
を、致、ひ、

47

一 祖父母父母ノ子孫ヲ謀殺イタシ候者解
死人ニ不及徒一年鞭三十

小、
の、を、い、堂、し、の、
を、致、ひ、もの、磔、

48

一 伯叔父姑ノ甥姪ヲ謀殺イタシ兄姉ノ弟
妹ヲ謀殺イタシ候モノハ斬罪

を、致、ひ、もの、磔、

(二五)

謀テ主人ヲ殺候者

49 一 謀テ主人ヲ殺候者ハ男女ニ不限肆シ候
上 鋸引

て、を、ひ、
て、を、ひ、
し、ひ、を、ひ、
に、

但疵付候者行ヒ候者ハ總而子ノ父母
ニ對シ候同様ノ事

ひ、ひ、ひ、ち、物、能、
小、し、ひ、の、
〔二一ウ〕

50

一 下人他ノ主人ヲ殺候モノハ磔
但下人主人ヨリ暇出外ニ奉公イタシ
罷在本ノ主人ヲ殺候者ハ外ノ主人ヲ
殺候ト同様ノ事

の、を、ひ、もの、磔、
よ、里、江、い、堂、し、
の、を、ひ、の、を、
ひ、と、の、支、

(二六)

姦ニ因テ夫ヲ殺候者

51 一 妻妾他ノ人ト姦通イタシ因テ夫ヲ殺候
者引廻ノ上磔姦夫ハ獄門若シ男ノ手段
而已ニテ女其謀ヲ不知トイヘトモ女ハ
斬罪又女ノ手段ハカリニテ男其謀ヲ不

小、て、越、ひ、
の、と、い、堂、し、て、
越、ち、ち、能、
小、て、を、とい、へ、
も、磔、を、
の、可、里、小、て、越、

(二七)

一家三人ヲ殺候者

52 一 妻妾人ト姦通イタシ候ヲ現在姦通ノ所
ニ於テ見届ケ即時ニ殺シ候モノハ咎無
之事若シ其場ヲ立去後訴モナク擅ニ殺
シ候モノハ喧嘩ニテ人ヲ殺シ候ト同様
ノ事

ひ、
と、い、堂、し、ひ、を、の、
小、て、ち、小、
ひ、も、の、磔、
小、を、ひ、も、なく、
を、ひ、もの、を、
を、と、

(二七)

一家三人ヲ殺候者

53 一 一家ノ内非死罪者三人ヲ殺シ并人ノ支
骸ヲ切りホドキムゴク殺害イタシ候モ

を、ひ、
の、を、し、の、
を、ほ、と、き、む、お、く、
致、ひ、も

〔二二ウ〕

ノハ引廻ノ上礮家財隕所死者ノ家エ給
與シ妻子ハ遠追放加擔イタシ候モノハ
共ニ獄門
但追放ノ義別居ノ子ハ容赦ノ事

の、の、の、江、
与し、ち、いふしゆ
もの、
之、の、ち、之、

〔二八〕

頭分ノ者ヲ謀殺致候者
一支配ノ者頭分ノ者ヲ殺サント謀リ既ニ
行ヒ候ヘハ徒半年鞭三十疵付候ヘハ斬
罪殺シ候ヘハ磔

之、を、い、
之、の、を、さんと、
ひら得者、い得、
し、い、

〔二九〕

呪詛毒藥
一呪詛調伏等ヲ以人ヲ殺サント謀リ候者

を、を、さんと、い、
〔二三オ〕

ハ謀殺ノ律ヲ以罪ニ行ヒ候事若シ唯人
ヲ苦シメント謀リ候モノハ二等ヲ減シ
候事毒藥ヲ用キ候モ同様ノ事毒藥ヲ買
ヒ未タ用キサルモノハ鞭三十其事ヲ知
テ藥ヲ賣リ候者ハ同罪不知時ハ咎無之

舞、の、を、小、ひ
越、めん、と、いもの
驚、を、し、
い、を、ひら茂、之
を、を、ひらるもの、
て、を、い、

〔三〇〕

打擲ニテ人ヲ殺候者
一本ヨリ巧ミテ殺候心ニ無之一時ノ喧嘩

ふて、を、い、
よ、更、て、い、ふ、の、

打擲ニテ人ヲ殺候モノハ斬罪尤相手方
理不盡ノ致方ニテ不得止事切害ニ於テ
ハ相手方親類名主詮議ノ上被殺候者平

ふて、を、いもの、
尽、の、まて、にて、
之、い、

〔三一〕

日不法者ニ相違無之候ハ、死罪二等ヲ
減シ可申事
同シク謀テ人ヲ打擲イタシ因テ死ニ至
リ候ヘハ急所ノ疵ヲ得サセ候モノヲ解
死人ニ可致事
但最初事ヲ企候モノハ徒一年半鞭三
十余人ハ何レモ鞭十五

に、い者、を、
し、
しく、て、を、い堂
いもの、を、さ、
ふ、いもの、を、
を、連も、

〔三二〕

怪我ニテ人ヲ殺候者
一怪我ニテ人ヲ殺シ或ハ疵付候モノハ打
擲ノ律ニ因テ贖ヒヲ取り其者ニ給與ノ

ふて、を、い、
いもの、を、し、ち、
の、ふ、て、ひを、
に、与、之、

〔三四オ〕

一途中馬車ニテ人ヲ過チ候ヘハ緩怠ノ事
無之モノハ怪我ヲ以論スヘン若シ不愼
ノ義於有之ハ打擲ノ律ヲ以テ刑ヲ可加

まて、を、ちい、の、
もの、驚、を、え通し、
之、者、の、を、い、

〔三五〕

一危キ仕業ヲイタシ因テ人ヲ殺候モノハ

き、を、致し、て、を、
いもの、驚、

贖ニハ難相成打擲ノ律ヲ以テ刑ヲ可加事

一 喧嘩等ニテ因テ傍ノ人ヲ殺シ疵付候モ
ノハ喧嘩ニテ殺シ疵付候ト同前タルヘ
ト可為同前、
〔二四ウ〕

キ事

62 若又謀テ人ヲ殺サントシテ過テ別人ヲ
殺シ疵付候ヘハ謀殺ヲ以テ可論事

〔三二〕

夫有罪ノ妻妾ヲ殺候者

63 一 妻妾夫ノ祖父母父母ヲ打擲等ニ依テ其
夫是ヲ打因テ死ニ至リ候ヘハ咎無之若
シ又強テ擅ニ殺シ候ヘハ鞭十五
但外ノ罪ニヨリ打擲イタシ殺候者ハ
可為解死人事

64 一 夫妻妾ヲ打擲シ或ハ罵リ等致ニヨリ其
妻妾自殺致候モノハ不論事
但重疵等負セ候節ハ夫妻妾ヲ打擲ノ
律ニ依テ可論事

〔三三〕

人ヲ逼テ死ヲ致候者

〔二五オ〕

もの、或、
せゆ、を、の、
ふ、て、
を、て、を、ゆ、

〔二五オ〕

を、し、里、によ里、

〔二五オ〕

を、を、さんとして、
て、を、
変し、ゆ得者、を、
の、を、ゆ、
の、を、ふ、て、
を、て、ふ、ゆ、
の、を、ふ、しゆ、
の、ふよ里、い堂し、
を、し、里、によ里、

65

一事ニ依テ人ヲ逼リ其人自殺致候者ハ鞭
十五并金二兩ヲ出サシメ死者ノ家エ給
與ノ事若シ姦ヲ行ヒ盗ヲイタシ候タメ
二人ヲ逼リ死ヲ致候モノハ獄門
を、さしめ、の、へ、
与、の、を、を、ひ、
を、いふしゆ為、
ふ、を、を、ゆもの盤、

〔三四〕

人殺ノ者ヲ内濟致候者

66 一 祖父父母人ノ為ニ殺サレ其子孫内濟
致候モノハ徒一年半鞭三十夫殺サレ候
テ内濟イタシ候者是又同様ノ事伯叔父
姑兄弟ハ二等ヲ減シ可申事若シ子孫人
ノ為ニ殺サレ祖父父母内濟致候者ハ
鞭九常人ノ内濟ハ鞭三
ゆもの盤、されゆ
の、ふ、され、
之、を、ゆ、

〔二五ウ〕

而、い堂しゆ、之、或、
を、を、し、或、
の、ふ、され、ゆ、
の、盤、

67

一 内濟ノ為ニ略ヲ取候者ハ錢ノ高ヲ以竊
盜ニ準シ重キ方ニテ可論但父母殺サレ
略ヲ取候モノハ死罪
を、ゆもの盤、
の、ふ、を、ゆ、の、を、
を、し、き、ふ、て、
され、

68

一 同居或ハ同行ノ人初ヨリ其人ヲ謀リテ
害セントスル事ヲ存ナカラ不留者并殺
サレ候後不訴者ハ鞭十五
せんとそる、を、な
可ら、被、
殺ゆ、

〔二六オ〕

打擲

〔二六オ〕

を、を、

喧嘩打擲ハ疵ノ輕重ヲ以テ罪ヲ定
メ候事
者、の、を、
、ゆ、

一手足或ハ外ノ物ヲ以テ人ヲ打擲致候者
ハ戸メ十日疵付候ヘハ戸メ二十日
ち、の、を、て、を、ゆ、

但打候處不彼候トモ青赤腫候ヲ疵ト
定メ候事
登、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、
、ゆ、

一血鼻口ヨリ出或ハ内損血ヲ吐候モノハ
鞭九不淨ノ物ヲ以テ人ノ頭面ヲ汚シ候
しゆ、を、て、の、を、

者ハ右同様ノ事
〔二六ウ〕
ち、の、を、を、
を、ゆ、盤、を、

一齒一枚或ハ手足ノ指一本ヲ折り一目ヲ
傷并耳鼻ヲ傷候者ハ鞭十五湯火ヲ以テ
を、ゆ、もの、盤、を、

人ヲ傷候モノハ不淨ヲ以テ人ノ口鼻ノ
内エ入レ候モ同様ノ事齒二枚指二本以
江、連ゆ、之、
を、ゆ、もの盤、

上ヲ折り候モノハ鞭十八
一人ノ骨ヲ折り并両目ヲ傷或ハ婦人ノ胎
の、を、を、盤、の、
ヲ墮シ并一切ノ刃物ノ切傷ハ鞭二十四
を、し、の、の、盤、
但兵器ニテモ柄ヲ以テ打候者刃物ニ
ふても、を、て、ゆ、
ハ無之事
小盤、

〔二七オ〕
一一手或ハ一足又ハ一目ヲ潰シ候モノハ
ち、を、しゆ、もの盤、
鞭三十

〔二七オ〕

一兩手足ヲ折り或ハ両目ヲ潰シ或ハ持病
等、有之處、因テ廢疾ニ至ラシムルモノ并
人ノ陰陽ヲ傷候モノハ徒一年半鞭三十
右科人ノ家財半分ヲ以テ疵ヲ得候者エ
給與ノ事
江、を、て、を、得ゆ、
与、之、

右條メノ科人大勢ニテ犯シ候節ハ其
内疵付候者ヲ重罪ニ致候事尤趣意企
候モノハ疵付不申候テモ其次ノ科ニ
ゆ、を、ふ、ゆ、
ゆ、もの盤、ゆても、
の、ふ、

申付候事但疵ヲ得候者死ニ至リ候ヘ
ハ同行ノ内人ヲ殺候節不留ノ律ニ依
テ鞭十五
て
ゆ、を、得ゆ、ふ、
の、を、ゆ、の、ふ、

一喧嘩ニテ雙方疵ヲ得候節雙方ノ疵ヲ相
改メ疵ノ輕重ニテ罪ヲ定メ候事尤跡ヨ
リ手ヲ下シ理直キ方ハ二等ヲ減シ可申
ふて又、を、得ゆ、
、能、ふて、を、
、ゆ、を、し、き、盤、

〔三二八〕 疵療治ノ事
之、
を、ゆ、を、の、よ、
治致サシムヘキ事日限ノ内死候ヘハ打
さ志む過ぎ、能、ゆ、
擲ノ者可為解死人事若シ日限ノ内ニテ
の、ふ、の、ふて、

〔二八オ〕

86 一 擲イタシ打傷以上ニ至リ候ヘハ又二等ヲ減可申事死ニ至リ候ヘハ鞭三十

一 妻ノ妾ヲ打擲イタシ候モノハ夫ノ妾ヲ打擲イタシ候ト同様ノ事怪我ニテ殺候モノハ其證據分明ニ於テハ不論事

い、し、ふ、
を、に、ふ、
の、を、い、堂、し、ゆ、
の、盤、の、を、
致、ゆ、と、の、ふ、て、ゆ
もの、ち、ふ、て、き、支、

〔四〇〕 兄弟ノ打擲

87 一 弟妹トシテ兄弟ヲ打擲イタシ候者ハ鞭二十七疋付候ヘハ鞭三十打傷以上ハ鞭三十徒一年半刃傷并手足ヲ折リ一目ヲ潰シ候以上ハ斬罪死ニ至リ候ヘハ獄門

能、
として、を、い、堂、し、ゆ、
ゆ、盤、

伯叔父姑ヲ打擲イタシ候者同様ノ事怪我ニテ殺シ或ハ疋付候者本殺傷ノ罪ニ二等ヲ減シ可申事尤贖ニハ相成カタク

〔三〇ウ〕

を、い、堂、し、ゆ、の、
ふ、て、し、き、ゆ、
の、ふ、
を、し、支、ふ、難、相、成、
ゆ、支、

88 一 兄弟ノ身トシテ弟妹ヲ打擲ニテ殺シ伯叔父姑甥姪ヲ打擲ニテ殺シ候ヘハ鞭三十怪我ニテ殺シ候モノハ證據分明ニ於テハ不論事

一 子孫トシテ祖父母父母ヲ打擲致候モノ并妻トシテ舅姑ヲ打擲イタシ候者獄門

の、として、を、ふ、
て、し、し、ゆ、得、
ふ、て、し、ゆ、もの、ふ、
て、き、
として、を、ゆ、もの、
として、を、い、し、ゆ、

90 一 祖父父母ノ子孫ヲ打擲ニテ殺シ候者鞭十五繼母ハ一等ヲ加ヘ可申事

但子孫祖父母父母ヲ罵リ或ハ打候ニヨリ依テ打擲イタシ死ニ至リ候ヘハ不論怪我ニテ殺シ候ヘハ是又同様ノ事

〔三一オ〕

死ニ至リ候ヘハ鋸引怪我ニテ殺シ候ヘハ斬罪

の、を、ふ、て、し、ゆ、
ち、支、
を、盤、ゆ、ふ、よ
里、て、い、堂、し、ふ、
ふ、て、し、ゆ、の、

〔四一〕 師匠ヲ打擲致候者

91 一 師匠ヲ打擲イタシ候モノハ平人ニ二等ヲ加ヘ可申事殺シ候ヘハ磔

〔三一ウ〕

父祖人ニ打擲セラレ其子孫返シ打致候者

を、ゆ、
を、い、堂、し、ゆ、もの、盤、
を、し、ゆ、

〔四二〕 一 祖父父母ノ為ニ打擲セラレ其子孫救ヒ候タメ返シ打候モノハ輕疋ハ不論打傷以上ニ至リ候ヘハ平人打擲ヨリ三等ヲ減シ可申事死ニ至リ候ヘハ定法ノ如ク可為解死人事

の、ふ、ら、連、
ひ、ゆ、為、し、ゆ、もの、盤、聲、
ふ、ゆ、よ、
し、ふ、ゆ、能、
く、

盜賊

[四三] 竊盜

93

一 盜致候者入墨ノ上盜取候高ニ應シ輕重ノ罪科可行事

[三三〇才]

定

一 十貫文以下 入墨鞭三

一 十貫文以上 同六

一 廿貫文以上 同九

一 三十貫文以上 同十二

一 四十貫文以上 同十五

一 五十貫文以上 同十八

一 六十貫文以上 同廿一

[三三二才]

一 七十貫文以上 同廿四

一 八十貫文以上 同廿七

一 九十貫文以上 同三十

一 百貫文以上 徒半年鞭三十

一 百十貫文以上 同一年鞭三十

一 百廿貫文以上 同一年半鞭三十

但從ノ者ハ死罪

斬 一等ヲ減スル事

一 百三十貫文以上

右錢高ヲ以テ罪ノ輕重ヲ定メ候義盜取

候品幾人ニテ分ケ候テモ分ケ前ノ高ニ

の、亥、の、ぬ、ふ、し、

不拘盜取候本高ヲ以一人毎ニ罪ヲ加フル事尤從ノ者ハ一等ヲ減可申事

[三三三才]

但一時ニ數家ニ於テ盜取候節ハ其内

只一家ノ財多キ方ヲ以罪ヲ定メ候事

米穀等ノモノハ時ノ直段ヲ以錢ニ直

シ品物ハ直打致サセ錢ニ差積可申事

一 盜ニ忍入候者財物ヲ取不申候ハへ鞭三

入墨ハ免之

但人ノ土藏ヲ破リ或ハ盜ニ忍入候次

第二ヨリ大盜ニ紛レ無之候ハハ財物

ニ不拘入墨鞭三十

[三三三才]

一 入墨ノ義腕ノ廻リ幅三步程ニ入墨可致

候尤初度ハ右ノ腕ニ彫リ二度目ハ左ノ

腕ニ彫リ可申事三度ニ及ヒ候ハハ多少

ニヨラス斬罪

ニヨラス斬罪

城中ニ忍入盜致候者

一 城中へ忍入盜イタシ候モノハ獄門

江、江、

自分預リ物私曲致候者

一 預リ官物ヲ私曲イタシ盜取候モノハ首

の、ぬ、の、を、い堂し、ぬ

ぬ、を、ふ、を、ふ、

る、のものを盤、を、

ふ、ふ、て、ぬ、盤、

の、き、を、を、ぬ、

能ものぬ、の、を、ふ、

し、盤、さ、に、り、亥、

ふ、ぬ、を、ぬ、得、

盤、

の、を、り、盤、ふ、ぬ、

ふ、よ、里、に、連、ぬ、得、

に、

之、の、に、

ぬ、の、之、へ、の、

江、に、ひぬ得、

に、よ、ら、え、

江、

江、

江、い堂しぬもの盤、

江、

江、

江、い堂しぬもの盤、

江、

江、

江、

資 料

從ノ差別無之盜取候錢高ヲ以罪ヲ定メ候事尤幾人ニテ分ケ候テモ分ケ前ノ高〔三四オ〕

ニ不拘盜取候本高ヲ以一人毎ニ罪ヲ加ヘ候事
定

に、ゆ、を、ふ、を、

入墨鞭九

一二貫五百文以下
同十二

一五貫文以上
同十五

一七貫五百文以上
同十八

一十貫文以上
同廿一

一二貫五百文以上
同廿四

一十五貫文以上
同廿七

一十七貫五百文以上
同三十

一二十貫文以上
徒半年鞭三十

一二十五貫文以上
同一年鞭三十

一三十貫文以上
同一年半鞭三十

一四十貫文以上
死罪ノ徒二年鞭三十

代リ

死罪ノ徒二年鞭三十

〔四六〕

官廩ノ財物盜取候者

98 一官廩ノ財物ヲ盜取候者并廩夫ノ者官廩ノ財物ヲ私曲イタシ候ヘハ首從ノ差別

ゆ、
の、を、ゆ、の、
の、を、い堂しゆ、の、

無之盜取候錢高ヲ以罪ヲ定メ候事尤幾人ニテ分ケ候テモ分ケ前ノ高ニ拘ラス〔三五オ〕

盜取候本高ヲ以一人毎ニ罪ヲ加ヘ候事
定

を、ふ、を、ゆ、

入墨鞭六

一五貫文以下
同九

一十貫文以上
同十二

一十五貫文以上
同十五

一二十貫文以上
同十八

一二十五貫文以上
同廿一

一三十貫文以上
同廿四

一三十五貫文以上
同廿七

一四十貫文以上
同三十

一四十五貫文以上
徒半年鞭三十

一五十貫文以上
同一年鞭三十

一五十五貫文以上
同一年半鞭三十

一八十貫文以上
斬

但官廩夫私曲致候分ハ死罪ノ代徒二年鞭三十

〔四七〕

強盜

強盜

ゆ、聲、の、

- 105 一 巾着切ノ類ハ搶奪ニハ無之候竊盜ノ律
- 104 一 喧嘩等致シ因テ財物ヲ奪取リ候モノハ是又同様ノ事
- 103 一 難船等ノ節便ニ乘シ亂妨致候モノハ同様ノ事
- 102 一 白晝人ノ物ヲ奪取候モノハ鞭三十若シ取候高多ク候ヘハ竊盜ノ罪ニ二等ヲ可加事從ノ者ハ一等可減事
- 〔四八〕 白晝人ノ物ヲ奪候者
- 101 一 若シ竊盜既ニ財物ヲ捨逃去候ヲ其家人追懸ケ候ニ付依テ手向イタシ候モノハ此律ヲ不用科人手向ノ律ヲ以テ刑ヲ加ヘ候事
- 100 一 盜ニ忍入候者其家ノ人エ手向イタシ或ハ疵付候ヘハ強盜ノ仕置タルヘク候但同類ノ者助力不致候モノハ竊盜ヲ以論ス
- 99 一 追剽強盜ノ者既ニ行ヒ候ヘハ財物ヲ取不申候トモ徒一年半鞭三十既ニ財物ヲ取候ヘハ同類不殘磔

の、小、ひは得を、
 べとも、小、を、
 べ、
 小、ひ、の、江、い、
 し、ひ、の、堂、る、ひ、
 之、ひもの、
 之、
 ・、小、を、ひを、
 ・ひも、て、い、堂し
 べものち、
 を、能、を、て、を、
 べ、
 の、を、ひ、
 の、を、ひもの盤、
 べ、く、ひ、能、小、を、
 のものち、
 之、小、し、乱、ひもの、
 の、
 ・、て、を、・ひも
 の盤、
 の、小、盤、ひ、能、

- 〔四九〕 火付
- 106 一 盜ノ為ニ火ヲ付候モノハ火刑但燃上リ不申候ヘハ斬罪
- 107 附火ヲ可付旨張札授文致候者鞭三十
- 〔五〇〕 馬盜
- 108 一 馬ヲ盜ミ賣買致候モノハ斬罪
- 〔五一〕 盜柚 官山ノ材木ヲ盜伐スル事
- 109 一 盜柚取イタシ候者柚取ノ多少ニヨリ官原ノ財物ヲ盜取候律ヲ以刑ヲ可加事尤入墨ハ許ス候事
- 110 一 山師トモ過木伐取候モノハ伐出ノ過木不殘取上ケ伐木ノ多少ヲ以テ罪ヲ加ヘ候事前条同様ノ事
- 〔三七ウ〕
- 但山師トハ官山ヨリ材木百本或ハ千本ノ數ヲ定メ伐木ノ許可ヲ得テ米金ヲ仕入山出スル者ヲ云

を、を、ひ、
 の、小、を、ひもの盤、
 べ、
 を、ひ、
 を、ひもの盤、
 の、を、
 べ、
 の、を、
 べ、
 の、を、ひ、の、小、よ
 里、い、し、ひ、の、小、よ
 の、を、ひ、を、を、夏、
 之、
 共、ひもの、の、
 ・、の、を、て、を、
 べ、
 と、よ、里、
 の、を、め、の、を、て、
 を、ま、る、もの、を、

料

資

111

一留メ山ニテ柴薪等ヲ盜伐致候者過料一貫文尤伐出ノ高多候ハ錢ニ差積リ一倍ノ過料可申付事猶又留メ山ニ無之トモ停止木伐荒シ候者右同様ノ事

112

一山中伐荒有之科人相知レ不申節ハ伐荒ノ多少ヲ以山下村エ過料可申付事

113

一無極印ノ材木賣買致候者取上ケノ上盜物ヲ存ナカラ賣買致候律ヲ以刑ヲ加ヘ候事

〔114 欠〕

〔五二〕

115

一流失流木盜揚致候者 流木トハ丸木尺五寸木口差渡一尺五寸ヨリ三寸九步マテニ至

定

一十本以下

一貫二百文

、よて、を、は、老、

の、は、者、ふ、

の、・、共、

し、は、の、

連、は、者、

の、を、江、

の、は、・、之、

越、な、可、ら、は、を、

は、

〔貼紙〕
流木トハ……至

は、

追、

の、は、江、の、

よ、里、は、・、被、見、出、

は、の、を、

〔三八ウ〕

一十本以上

一二十本以上

一三十本以上

一四十本以上

一五十本以上

一六十本以上

一七十本以上

一八十本以上

一九十本以上

一百本以上

一貫八百文

二貫四百文

三貫文

三貫六百文

四貫二百文

四貫八百文

五貫四百文

六貫文

六貫六百文

七貫二百文

〔三九オ〕

〔五三〕

一田野ノ穀物ヲ盜取候者 多少ヲ以罪ヲ定メ候事

116

一柴草木石ノ類人功ヲ以伐取積置候ヲ擅ニ取候モノハ是又同様ノ事 但入墨免之

〔五四〕

一夜中無故人ノ家ニ入候者

老、

の、を、は、

の、を、は、もの、ふ、

し、を、を、・、は、

之、

の、を、は、越、

ふ、は、もの、盤、之、

の、ふ、は、

の、ふ、は、もの、盤、・、

〔三九ウ〕

其家人即時ニ殺候者搦無之若又既に捕置擅ニ打擲イタシ疵付候モノハ平人打擲致候ヨリ二等ヲ減シ罪ニ行ヒ候事死ニ至リ候ヘハ鞭三十

〔五五〕

盗人ノ宿致候者

一強盜ノ宿致候者其身不行候トモ財物ヲ分ケ取候ヘハ磔財物ヲ取不申候ヘハ徒一年半鞭三十

120

一竊盜ノ宿致候者財物ヲ分ケ取候ヘハ其

〔四〇才〕

身不行候トモ竊盜ノ首ト可為同前事財物ヲ取不申候ヘハ一等ヲ減シ可申事入墨同様ノ事

121

一強盜竊盜ノ資物ト存ナカラ買候者品物

錢ニ差積リ竊盜ノ律二等ヲ減シ罪ニ行ヒ候事存ナカラ預置候モノハ又一等ヲ減候事但品物ノ高多クトモ鞭十五ニテユルシ可申事若シ不存候ヘハ搦無之品物ハ本人エ返シ可申事

〔五六〕

勾引

〔四〇才〕

ふ、は、ふ、ふ、い、堂し、はもの、ひよ、を、し、ふ、ひ、ひ、に、ふ、の、ふ、ふ共、を、ふ、越、は、の、は、を、・、は、

は共、の、と、の、は、を、・、は、を、は得、を、し、支、之、の、な、可、ら、は、ふ、の、を、し、ふ、ひ、ひ、な、可、ら、はもの、を、を、ひ、の、くとも、ふて、ゆるし、・、は、

盤、江、し、支、

122

一手段ヲ設ケ人ヲ勾引候モノハ鞭三十因テ人ヲ疵付候モノハ斬罪

〔五七〕

入墨ヲ抜取候者

一盗ミイタシ入墨ニ行ハレ候者其後密ニ抜取候ヘハ鞭三入墨仕直シ可申事

〔五八〕

謀書謀判致候者

一官印并奉行諸役人ノ判ヲ似セ造リ諸渡物等盜取候モノハ獄門未タ財物ヲ不取モノハ罪一等ヲ減シ可申事

125

一似セ印形似セ手紙或ハ古手形ヲ取拵ヘ

〔四一才〕

公私ノ物ヲ取候モノハ竊盜ニ準シ錢ノ高ヲ以罪科ノ輕重ヲ可行事

126

一語ラヒ手段等ニテ取候モノハ是又竊盜

但入墨竊盜同様ノ事

但入墨免之

127 一物ヲ取ニ無之申和解ノ為有合ノ印形ヲ押候類ハ竊盜ニ準シ一等ヲ減シ可申事但入墨免之

を、亭、を、はもの、て、を、はもの、

を、ひ、い、堂し、ふ被行ひ、に、ふ、ひ、し、

は、の、を、せ、はもの、を、を、せ、せ、を、し、もの、を、を、

の、越、はもの、を、し、の、を、を、の、を、之、

らひ、ふて、はもの、を、

・、ふ、の、の、越、は、ふ、し、越、し、支、

<p>一 四十貫文以上 同十五 一 五十貫文以上 同十八 一 六十貫文以上 同廿一</p>	<p>□、□、□</p>	<p>の、い、堂、し、ふ、 の、共、更、を、ひ、もの、盤、 を、し、ふ、ひ、更、 而、已、よ、て、 更、を、得、ふ、し、 を、し、更、</p>
<p>一 七十貫文以上 同廿四 一 八十貫文以上 同廿七 一 九十貫文以上 同三十 一 百貫文以上 徒半年鞭三十 一 百十貫文以上 徒一年鞭三十 一 百廿貫文以上 徒一年半鞭三十</p>	<p>□、□、□、□、□、□、□、□、□、□、□</p>	<p>の、い、堂、し、ふ、 の、共、更、を、ひ、もの、盤、 を、し、ふ、ひ、更、 而、已、よ、て、 更、を、得、ふ、し、 を、し、更、</p>
<p>〔六三〕 坐贓之事 一 差而頼合候事モ無之通例唯財ヲ受候類 ハ坐贓ノ罪ニ可行事尤總錢半分ニ致候 テ罪ヲ定メ候事前条同様ノ事尤與ヘ候 者三等ヲ減シ候事 定</p>	<p>□、□、□、□、□、□、□、□、□、□、□</p>	<p>の、い、堂、し、ふ、 の、共、更、を、ひ、もの、盤、 を、し、ふ、ひ、更、 而、已、よ、て、 更、を、得、ふ、し、 を、し、更、</p>
<p>一 十貫文以下 戸メ廿日 一 十貫文以上 同三十日 一 二十貫文以上 鞭三 一 三十貫文以上 同六 一 四十貫文以上 同九</p>	<p>□、□、□、□、□、□、□、□、□、□、□</p>	<p>の、い、堂、し、ふ、 の、共、更、を、ひ、もの、盤、 を、し、ふ、ひ、更、 而、已、よ、て、 更、を、得、ふ、し、 を、し、更、</p>

<p>一 五十貫文以上 同十二 一 六十貫文以上 同十五 一 七十貫文以上 同十八</p>	<p>□、□、□</p>	<p>の、い、堂、し、ふ、 の、共、更、を、ひ、もの、盤、 を、し、ふ、ひ、更、 而、已、よ、て、 更、を、得、ふ、し、 を、し、更、</p>
<p>〔六四〕 賄賂ノ約論致候者 一 賄賂ノ約論イタシ未タ財物手ニ入不申 候トモ事ヲ枉候モノハ枉法ニ準シ一等 ヲ減シ罪ニ行ヒ可申事約論ノミニテ未 タ事ヲ枉ケ不申候ヘハ不枉法ニ準シ一 等ヲ減シ可申事</p>	<p>□、□、□、□、□、□、□、□、□、□、□</p>	<p>の、い、堂、し、ふ、 の、共、更、を、ひ、もの、盤、 を、し、ふ、ひ、更、 而、已、よ、て、 更、を、得、ふ、し、 を、し、更、</p>
<p>〔六五〕 賄賂ヲ行ヒ候者ノ事 一 下ノ者願事有之賄賂ヲ行ヒ候テ法ヲ枉 候事ヲ得候ヘハ差出候錢高ヲ以坐贓ノ 律ニ當テ刑ヲ加フヘシ枉候事重ク候ハ 重キ方ニテ論ス</p>	<p>□、□、□、□、□、□、□、□、□、□、□</p>	<p>の、い、堂、し、ふ、 の、共、更、を、ひ、もの、盤、 を、し、ふ、ひ、更、 而、已、よ、て、 更、を、得、ふ、し、 を、し、更、</p>

但上タル者強ヒ候テ無據差出候ヘハ
咎無之

〔六六〕 茂合取立私曲致候者
135 一茂合銭差出サセ私用ニ致候モノハ枉法
ヲ以罪ニ行ヒ候事音信ニ用ヒ自分遣ヒ

〔四五ウ〕

不申トモ同様ノ事

共、の夏、
、せ、小、ゆもの、
、ゆ、
、ふ、ひゆ、ふ、
得、ひ、

田宅

〔六七〕 隠田畑

136 一隠田畑イタシ候者ハ一段歩ヨリ五段歩
マテ鞭六五段歩毎ニ等ヲ加ヘ可申事
但隠田畑取上隠段畝一年ノ年貢可為
差出事

換、之、など、せゆ
もの、ふて、を、くゆ
とも、ふて、夏、の、
の、

137 一檢見ノ節惡地ナト振替見セ候モノハ右
ノ格ニテ一等ヲ減可申事尤段畝多ク候
トモ鞭十五ニテ許可申事村役ノ者存
見通ニイタン置候ハ、本人同罪ノ事若

〔四六オ〕

、小い堂し、ゆ者、の、

シ」不存候ヘハ五段歩以下ハ許之五段
歩以上ハ右ノ格ニテ三等ヲ減シ可申
事段畝」多ク候トモ鞭九ニテ許可申事

之、而、越、し、
くゆ共、而、夏、

〔六八〕 田畑質入

138 一年季ヲ以質入イタン候田地年季相濟本
人ヨリ元利返濟請戻シヲ求候ヘトモ外
事ニ託シ不相返年來押領致候モノハ鞭
三年來ノ小作米可令返事

〔六九〕 田畑ノ押領

〔四六ウ〕

139 一他人ノ田畑ヲ事ニ寄セ押領イタシ候者
屋鋪ハ一軒田畑ハ一段歩ヨリ五段歩迄
鞭三五段歩毎ニ等ヲ加ヘ可申事尤段
畝多クトモ鞭十八ニテ用捨可致事
但年來ノ小作米可令返事前條同様ノ
事

倉庫

〔七〇〕 收税ノ遲滞

140 一收税ハ年々十一月晦日迄皆濟可致事若
シ無故シテ正月マテ皆濟無之モノハ收
納ノ高十分ニ割一分滞リ候ヘハ戸メ廿
日一分毎ニ等ヲ加ヘ可申事村役同様
ノ事尤鞭九迄ニテ許可申事

〔四七オ〕

之、
盤、迄、夏、
、して、まで、も
の聲、
之、小、ゆ得、
に、を、夏、
之、迄ふて、夏、

〔七二〕 内借

141 一 倉廩掛ノ者倉廩ノ米錢ヲ内借致候モノハ米錢ノ高ヲ以竊盜ニ準シ罪ニ行ヒ可申事若シ掛合ノ者ニアラサレハ一等ヲ減シ可申事但入墨許之
一 器財ノ類自分ノ物ヲ以テ取替候者同様ノ事

〔四七ウ〕

訴訟

〔七二〕 手越ニ訴状差出候者

143 一 訴状ヲ差出候者其向ミ支配頭ニ差出可申事手越ニ奉行役人ニ差出候テモ取上申間鋪事若シ願難相立義ヲ強テ手越ニ出シ候モノハ戸メ三十日

但願可相立筋ヲ支配頭ニテ取押置キ或ハ支配頭ニテ非道ノ取扱有之候ヲ訴候類ハ可為格別事

〔七三〕

無名ノ訴状

〔四八オ〕

144 一 無名ノ訴状投文イタシ候モノハ鞭三訴状ノ趣取上間鋪事

懸之、之、を、ハ

ものち、の、を、ハ、
し、に、ひ、を、ハ、
支、に、懸、之、ハ、阿
ら、され、を、を、
し、支、

之、の、を、て、ハ、
之、

ハ、ハ、

を、ハ、江、

支、ハ、江、ハ、而、茂、
支、ハ、を、而、ハ、

し、ハ、もの盤、

を、ニ、而、ハ、

ハ、而、之、ハ、を、

ハ、

の、

の、投、ハ、堂しハも
の盤、

之、支、

〔七四〕

不實ノ事致訴状致候者

145 一 不實ノ事ヲ申出人ヲ罪ニ業サントスルモノハ鞭刑ニ可被行事ヲ訴へ候へハ即申出候鞭刑タルヘシ追放ニ可被行事ヲ訴候へハ可為追放事若シ死罪ニ可相成義ヲ訴候へハ徒一年半鞭三十

146 一 若シ被訴候人評議既ニ窮リ其罪被行候後不實ノ事顯レ候得ハ罪ニ被行候者ノ

〔四八ウ〕

刑ニ一等ヲ加へ可申事死罪ニ被行候へハ可為解死人事

147 一 若シニケ条訴候節輕キ事ハ實ニテモ重キ事ハ偽或ハ一事ニテモ輕キ事ヲ重ク申出候モノハ鞭數ノ内實事分ヲ差引残ル鞭數ヲ以刑ニ行ヒ候事

〔七五〕

親族相訴候者

148 一 子孫トシテ祖父父母母ノ事ヲ訴へ妻トシテ夫并舅姑ノ事ヲ訴候モノハ鞭三十虚説ヲ搦へ裁許ヲ願候者斬罪

〔四九オ〕

149 一 伯叔父姑兄弟ノ事ヲ訴へ候モノハ鞭十

之、支、ハ、

の、支、を、ハ、さ
んと、さる

ものち、ハ、を、ハ、
ハ、者、掌、る、ハ、ハ、
ハ、得、に、

ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、

ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、

ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、

ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、

ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、

ハ、
として、の、支、を、と
して、の、を、ハ、も
の盤、

を、ハ、

の、支、を、ハ、もの盤、

五訴へ候事偽ニ候へハ平人ヨリ罪三等ヲ加へ可申事

但被訴候モノハ科人自分申出候律ト同様ノ事若シ伯叔父姑兄姉非道ノ義有之不得止事申出候ハ可為格別事

〔七六〕

一 子孫父母ノ教ニ背候者

二 子孫トシテ父母ノ教ニ違ヒ或ハ養育ヲ飲タル義有之モノハ鞭十五

但父母ノ申出ニヨリ刑ヲ加へ候事
〔四九ウ〕

〔七七〕

訴訟ノ腰推致候者

一 訴訟ノ腰推イタシ或ハ人ノ為ニ訴状ヲ作り人ヲ罪ニ落サント致候モノハ本人ト同罪ノ事

〔七八〕

強訴

一 願難相立義ヲ大勢徒黨イタシ支配頭ノ差圖ヲ不相用強訴ニ於テハ其棟梁イタシ候者鞭二十四加擔イタシ候者ハ一等ヲ可減事其餘一通リノ餘黨ハ吟味ノ上

ゆ、ふゆ、よ里、を、夏、ゆもの盤、ゆ、与、之、ゆ者、夏、ゆ、ふ、ゆ、の、ふ、ひ、ち、を、の、ふ、上里、を、ゆ、の、ふ、

ゆ、ゆ、の、い堂し、盤、の、ふ、を、ゆ、さんと、ゆもの盤、と、之、を、い、ゆし、の、を、ふ、て盤、い、ゆしゆ、甘、い堂しゆもの盤、を、之、之、

容赦可致事

〔五〇オ〕

運上

〔七九〕

隠津出

一 隠津出イタシ候モノハ品物取押へ鞭十五相對イタシ取賦候モノハ過料一貫二百文

但米二百俵以上ノ隠津出ハ家屋舗家財闕所所拂可致事

一 米留所有之節無手形米隠出候モノハ鞭六駄賃附候モノハ過料一貫二百文

〔八〇 欠〕

隠荷揚

一 旅船隠荷揚致ゆ者品物取押相對致ゆ問屋鞭六家業取放ゆ

〔八一〕

隠商賣

一 隠商賣イタシ候者品物取押へ過料錢為差出候事

〔五〇ウ〕

致ゆ、ゆ、ゆ、

ゆ、

雜犯

〔八二〕

博奕

一博奕イタシ候モノハ鞭三其場ノ金銭ハ没收可致事

但宿致候モノハ可為同罪事尤其場ニ居合候者ノ外同類有之トモ一々詮議ニ不及事

一輕キ寶引ヨミカルタ等イタシ候者ハ戸

メ三十日

〔五一〇〕

〔八三〕

公事頼合致候者

一公事ヲ曲テ頼合イタシ候モノハ戸メ二十日頼候者并頼ヲ受候者同罪ノ事若シ

事既ニ施行ヒ候ヘハ頼ヲ受候モノハ鞭六頼候モノハ其親戚朋友ノ為ニ候ヘハ二等ヲ減シ自分ノ為ニ候ヘハ本罪ノ上ニ一等ヲ加ヘ候事尤曲事重ク候ヘハ人ノ罪ヲ輕重イタシ候律ヲ以刑ヲ加ヘ候事は力為ニ賄賂ヲ取候ヘハ枉法ノ律

〔五一ウ〕

ヲ以刑ヲ加ヘ候事

〔八四〕

人ノ罪ヲ輕重致候者

一依怙畏負ヲ以人ノ罪ヲ輕重イタシ候モノハ其増減イタシ候處ヲ以其分ノ罪ヲ加ヘ候事若シ或ハ全ク隠シ或ハ全ク偽リ候ヘハ其本罪ヲ以刑ヲ加ヘ候事

〔八五〕

失火

一失火イタシ候モノハ戸メ二十日類焼有之候ヘハ三十日因テ人ヲ燒死致候ヘハ鞭十五

〔五一オ〕

但一家ノ内誰ニテモ手過チ致候者ヘ刑ヲ加ヘ候事若シ宗廟并城内ニ類焼ニ及候ヘハ徒一年半鞭三十

〔161 欠〕

〔八六〕

野火

一山野ニ野火附ケ候者ハ鞭三若シ本人相知レ不申候ヘハ其領分村處過料為差出

を、を、ハ、

の、を、ハ、

を、の、を、ハ、

ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

候事

〔八七〕 觸ニ背キ候者

165 一觸ニ背キ候。モノハ事ノ輕キハ戸メ十五
日重キハ三十日

〔五二ウ〕

〔八八〕 不可為ス義ヲ致候者

164 一不可為ス義ヲ致候。モノハ輕ハ戸メ二十
日重ハ鞭三此箇條ノ義元來重科ハ律ニ
正シキ箇條有之候ヘトモ輕事ニ至テハ
事變萬端箇條ニ雜述候間右様ノ義二等
ニ分ケ此箇條ヲ以可論事

〔八九〕 科人手向致候者

165 一科人逃去捕手ノ者エ手向致候モノハ本
罪ノ上ニ二等ヲ可加事尤人ニ疵付打傷
以上ニ至リ候ヘハ斬罪

〔五三オ〕

〔九〇〕 科人出奔

166 一穿破リ并預ノ者繩解出奔イタシ候者本
罪ニ二等ヲ可加事

ハ、

ハ、

ハ、
ハ、
ハ、

ハ、

ハ、

ハ、
ハ、
ハ、

ハ、

ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、

ハ、

ハ、
ハ、

ハ、ハ、ハ、

167 一預ノ者不覺ニテ取逃シ候ヘハ預リノ人
并番人エ三十日ノ内捕ヘ候義ヲ申付若
シ捕ヘ兼候節ハ科人ノ罪ニ三等ヲ減シ
可申事態ト逃シ候ヘハ科人同罪

〔九二〕 科人ヲ隠候者

168 一科有之詮議ノ者ヲ午存隠シ置或ハ告知
ラセ逃去候ヘハ科人ノ罪ニ一等ヲ可減

〔五三ウ〕

事

〔九二〕 私ニ舛秤ヲ造候者

169 一私ニ舛秤ヲ造リ并通用舛ヲ増減イタシ
奸曲致候モノハ鞭六

〔九三〕 關門忍通候者

170 一私ニ關門ヲ忍ヒ通リ候モノハ鞭九山越
致候モノハ鞭十二

〔九四〕 立歸者

171 一科有之追放ノ者徘徊禁制ノ地エ立歸候
ヘハ鞭三元ノ如ク追放可致事

〔五四オ〕

ハ、

ハ、ハ、ハ、

ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

ハ、

ハ、ハ、ハ、

ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

ハ、

ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

ハ、

ハ、ハ、ハ、

ハ、ハ、ハ、

<p>172 一 悪事有之他國ニ出奔イタシ其後立歸リ忍居候者本罪ヨリ一等ヲ加フヘシ但本罪輕ク候ハ、關門忍通り候罪ニ一等ヲ可加事</p>	<p>173 一 悪事無之出奔ノ後立歸ノ者關外ニ出申候ヘハ過代夫役二十日</p>	<p>〔九五〕 馬札紛失 175 一 馬札紛失イタシ候モノハ過料一貫文 174 一 無札ノ馬賣買致候モノハ鞭三</p>	<p>犯姦</p>	<p>〔九六〕 姦淫 176 一 姦淫ノモノハ鞭九男女可為同罪事夫有之候モノハ鞭三十 177 一 強姦ノモノハ徒一年半鞭三十未成者鞭三十 178 一 幼少十二歳以下ヲ姦スルモノハ強姦同様ノ事 179 一 妻女ヲ許シテ姦ヲ致サセ候モノハ本夫姦夫姦婦何レモ同罪ノ事右何レモ姦所ニ於テ見届慥ナル證據有之夫或ハ親族</p>
<p>江、い堂し、 、よ里、を、ふ通し、 く、い、ひ、小、 を、</p>	<p>の、之、江、 、</p>	<p>い堂しひもの盤、毫、 の、ひもの盤、</p>		<p>のもの盤、 のものを盤、 を、毫るもの盤、 之、 を、して、を、せ ひもの盤、 連も、の夏、連も、 小、て、なる、抛、</p>

<p>〔九五オ〕 ヨリ申出ニヨリ評議可致事外ヨリ訴候モノハ取上ケ無之</p>	<p>〔九七〕 僧尼犯姦 180 一 僧尼犯姦ノモノハ平人犯姦ノ罪ニ等ヲ加ヘ還俗為致候事相姦シ候モノハ平人姦淫ノ罪ニ行ヒ候事</p>	<p>〔九八〕 下人家長ノ妻女ヲ姦候者 181 一 下人家長ノ妻女ヲ姦シ候モノハ斬罪妾ハ一等ヲ可減事</p>	<p>〔九九〕 相對死 182 一 男女申合相果候者子細無之候ヘハ死骸取捨若シ女ヲ先ニ殺シ男存命ニ候ヘハ解死人男相果女存命ナラハ解死人ニ及ハス三日肆シ候上乞食手ヘ相渡可申事</p>	<p>183 一 主人下人ト申合相果候モノハ下人相果 184 一 主人下人ト申合相果候モノハ下人相果</p>
<p>よ里、小よ里、より、 もの盤、</p>	<p>のもの盤、の、小、 を、ひ夏、しひもの、 の、小、ひひ、</p>	<p>の、を、ひ、 の、を、しひもの盤、 盤、を、</p>	<p>果ひ、ひ、 、を、小、し、小ひ、 果、なら、小不及、 しひ、江、</p>	<p>一 男女共鬪斗ふて存命ふひヘハ三日肆しひ上乞食手江渡之 と、ひもの、</p>

料

主人存命ニ候へハ解死人ニ及ハス乞食
手へ渡之主人相果下人存命ニ候へハ獄
門 江、
、
、

資

〔100〕 隠遊女

185 一免許場所ノ外隠遊女抱置渡世致候者ハ

〔五六才〕

鞭三

寛政九年丁巳三月

〔七行空白〕

〔五六才〕

大場 九浦 青森 鱒ヶ澤 深浦 十三 碓ヶ關
大間越 野内 蟹田 今別
板屋野木 木造 飯詰 浅虫
黒石
右場所構ノ者徘徊不相成事

〔五行空白〕

〔五七才〕

〔十行空白〕

〔五七才〕

〔以下、異筆〕

隠商過料定

覺

一木綿古手 但背負商共

一室屋

一米金仲買

右三箇條品物取押ノ上過料銀百目五軒組

合四軒ヨリ銀百目

一荒物小間物但背負商共

一古道具 古木柄 古鉄物但背負商共

右二箇條品物取押ノ上過料銀七十五文目

〔五八才〕

五軒組合四軒ヨリ銀七十五文目

一魚賣

一小賣酒

一穀物

一取賣但仲買共

一豆腐屋

一麪類 菓子但背負商共

一小賣酢 醬油 鹽噲但背負商共

右七箇條品物取押ノ上過料銀五十目五軒

組合四軒ヨリ銀五十目

〔五八才〕

一魚觸賣

覺

ケ、

ケ、

武ケ、之、

ケ、

塩、

ケ、

ケ、

<p>一千看 但背負商共</p>	、	<p>刑ヲ加フ<small>伐株一本銀四百文積リ</small> 銀五貫文以下當人</p>	、
<p>一煮賣</p>	、	<p>鞭六其村五軒組合澤預リノ者共當人鞭數ノ贖錢ヲ以テ連坐過料</p>	、トモ、
<p>右三箇條品物取押ノ上過料銀三十目五軒組合四軒ヨリ銀三十目</p>	ケ、之、	<p>一伐荒木數百本以下 其村莊屋一貫二百文五人組重立ノ者九</p>	、
<p>一木挽</p>	、	<p>百文ツ、過料尤木數百本毎ニ一等ヲ加ヘ一三百本ニ至リ候得ハ莊屋取放ノ上過料</p>	、
<p>一大工</p>	而、	<p>一伐荒木數四百本以上 其村澤預リノ者并莊屋鞭三木數百本毎</p>	、庄、
<p>一鍛治<small>(造)</small></p>	之、	<p>ニ一等ヲ加ヘ伐株多クトモ鞭十八所拂</p>	、
<p>一總テ百工ノ類</p>	而、	<p>一<small>(伐)</small>代荒五百本以上 其村五人組重立ノ者鞭三木數百本毎ニ</p>	同、
<p>右隱職ノ分為過料道具取押ノ上戸メ五軒</p>	之、	<p>一等ヲ加ヘ伐株多クトモ鞭十五</p>	、
<p>組合四軒ヨリ過料銀三十目</p>	、	<p>一村木數千本以上ノ伐荒ハ其組代官不</p>	、
<p>右之條相犯候者於有之ハ罪ノ輕重ニ不拘</p>	、	<p>縮ノ故ヲ以テ處分有之事</p>	、
<p>町役村役戸メ</p>	役、役、	<p>〔六〇ウ〕</p>	、
<p>寛政五年癸丑六月</p>	・癸丑、	<p>一伐荒當人不相分節ハ檜杉伐株一本銀四百文積ヲ以テ一村過料澤預リノ者當人</p>	、
<p>〔五行空白〕</p>	〔以下、別筆、楷書〕	<p>有之同様取木伐株ノ内錢ニ積リ多キ方ヲ以テ鞭數相當ノ贖錢ニテ連坐過料莊</p>	、
<p>〔五九ウ〕</p>	條、	<p>屋五人組ハ木數百本以上以下トモ當人</p>	、庄、
<p>附録</p>	、	<p>内、</p>	、
<p>本帳盜柚ノ條罪科ノ差等左ニ</p>	、	<p>、</p>	、
<p>一官山并仕立見繼山<small>官地私木ノ山称ナリ</small> 荒畑地ニ</p>	、	<p>、</p>	、
<p>テ檜杉伐荒ノ分木品取上當人有之候得</p>	、	<p>、</p>	、
<p>ハ取木伐株ノ内錢ニ積リ多キ方ヲ以テ</p>	、	<p>、</p>	、

有之同様過料

一 雜木伐荒ノ分木品取上伐株一本錢百文
積リヲ以テ過料當人不相分節ハ右錢積
ヲ以テ一村過料澤預リノ者莊屋五人組
ハ當人有無ニ不拘木數ニ隨ヒ錢六百元

〔六一才〕

、庄、

ヨリ一貫二百文マテノ過料
一 檜杉皮剥取并去根材木伐取跡ノ根ノ残ルヲ云盜伐ノ
分一本錢四百文積リニテ過料五軒組合

澤預リノ者連坐過料當人不相分節ハ右
錢積リヲ以テ一村過料莊屋五人組重立
ノ者ハ當人有無ニ不拘檜杉伐荒同様ノ
過料

、庄、

一 抱山私山私木ノ山稱ナリ屋敷地畑地ニテ持主ヨ
リ願出無之檜杉伐荒ノ分木品ハ持主ニ

差遣ハシ當人有無ニ不拘木數ニ隨ヒ持
主錢九百文ヨリ一貫文マテ莊屋錢六百

〔六一才〕

庄、

文ヨリ九百文マテノ過料

一 雜木願出無之伐荒ノ分木品ハ持主ニ差
遣ハシ木數ニ隨ヒ持主錢六百元ヨリ九
百文マテノ過料莊屋ハ過料無シ阿責

庄、

一 檜杉無極印ノ材木柁木舞ヲ賣拂ノ者買

元不束ノ分ハ盜袖同様其品取上官ノ拂
下ケ定價ニ差積リ刑ヲ加フ五軒組合右
ニ準連坐過料莊屋五人組重立ノ者盜袖
同様過料

〔六二才〕

庄、

右材木柁木舞買取ノ者買先慥ナル者ハ
賣拂ノ者ヨリ一等減五軒組合連坐過料
莊屋五人組重立ノ者ハ右賣拂候村方ノ
者ヨリ一等減過料

一 盜袖ノ當人出奔スレハ人別帳外ニ致シ
其木數ニ隨ヒ田畑家屋敷家財欠所ノ事

隱薪炭

一 隱川流丸木薪一棚六尺 過料銀三十目

但有木取上ノ事

有木取上、

一 隱炭竈 過料銀三十目

〔六二才〕

有竈取上、

但有竈取上ノ事

右二ヶ條其村莊屋五人組其數ニ隨ヒ錢

六百元ヨリ一貫五百文マテノ過料

一 隱川流割木薪一棚六尺 過料銀十二文目

一 隱駄附割木薪一棚六尺 過料銀六文目

但二口トモ有木取上ノ事

右二ヶ條其村莊屋五人組木數ニ隨ヒ錢

有竈取上、

但、庄、

六百文ヨリ九百文マテノ過料 並木松	六三才	、
一 街道並木松伐荒ノ分當人有之候得ハ鞭	六三才	、
三並木守ノ者當人有無ニ不拘錢一貫二 百文在屋九百文過料	庄、	、
野火	付、 、	、
一 山野ニ火ヲ附ケ候者鞭三當人不相分節 ハ一村ノ過料定左ニ	〔彌外書心〕 〔田方五反歩以上出作スルヲ ト云フ………〕	、
一 一万坪以下焼失百姓一軒錢廿五文高無 一軒錢十文。田方五反歩以上出作スルヲ 百姓ト云ヒ右以下ヲ高無シ ト云以下 之ニ傲フ	〔六三才〕	、
一 一万坪以上二万坪マテ百姓一軒錢三十 文高無一軒錢十五文	同、	、
一 二万坪以上三万坪マテ百姓一軒錢三十 五文高無一軒錢二十文	同、	、
一 三万坪以上四万坪マテ百姓一軒錢四十 文高無一軒錢二十五文	同、	、
一 五万坪以上百姓一軒錢五十文高無一軒 三十五文	同、	、
但官山ハ本文ノ通一万坪以下百姓一	〔六四才〕	、
軒錢二十五文高無一軒錢十文在屋錢 六百文五人組錢五十文過料仕立見繼 山ハ見繼人錢六百文過料焼木一尺以 上取上ケ莊屋五人組過料無シ抱山ハ 持主呵責在屋錢六百文過料五人組過 料無シ焼木一尺以上極印打入持主ニ 差遣候事	〔六四才〕	、
一 總テ取上ケ材木柱木舞ハ時相場ヲ以テ 拂下ケ薪炭ハ入札拂之事	〔四行空白〕	、
	〔六四才〕	、

『刑律』は弘前市立弘前図書館岩見文庫の『弘前藩政事典刑誌』二冊中の一冊である。同文庫には『弘前藩政事典刑誌草稿』六冊および『弘前藩政事典刑拾遺』一冊も共に収められている。同館編『岩見文庫郷土資料総目録』（昭和五十七年）によれば、

弘前藩政事典刑誌 第一、六（刑律） G K 332.5-19

写（楠美晚翠）二冊 半紙・美濃 仮和（楠美旧蔵本）

註：刑律は寛政律の写本。

弘前藩政事典刑誌草稿 G K 322.5-20

写 六冊 半紙 仮和（楠美旧蔵本）

内容：

第一 神社 城邑 法制 民政

第二 民政 会計

第三 民政 城邑

第四 官制 兵制

第六 刑律

第九 文章 官職 秩禄 雑

弘前藩政事典刑拾遺 G K 322.5-21

明治八（一八七五）写 三冊 半紙

とある（八六頁）。

これを実見してみよう。

『弘前藩政事典刑誌』（以下『典刑誌』と略称）二冊の表紙は、いずれも表題の下に双行で「六冊ノ内／＼」「六冊ノ内／

五」と記すが、朱筆でそれぞれ「六」を「九」に、「五」を「六」に改めており、その横に楠美藏の長方形朱印を捺す。また、第一冊の表紙は痛んでいるが、旧蔵者岩見常三郎氏の手になると想定される異筆墨書で「弘前新町 岩見」と記入され、図書館のラベル「岩見文庫／6 法度文書／34」が貼られている。目次は上半が破損して失われているため、下段に記された「神職、家中屋敷地、掲示、百姓へ説諭之条目、倉粟、勸農、開墾、橋梁、鑛山、仕立見継山、官山ヨリ薪伐取之税、林場、山澤締方、諸木仕立之事、駅通、人馬賦、寺院」のみ明らかである。本文と照合すれば、各項の間に入るべき上段の項名が判明するが、ここでは省略する。見返しの間紙に「岩見文庫／G683／弘前図書館」の押印がある。

第一冊の体裁は、白半紙で表紙をつけ、目次二丁、白紙一丁、本文七三丁から成り、縦二四・七、横一七・三センチメートルであるが、本文は縦一九・二、横二八・〇センチメートルの青色で印刷した全二三行の罫紙を袋綴している。本文は片仮名まじりの楷書で整然と記されており、この点は第二冊も同様である。

第二冊の表紙は比較的良好な状態だが、罫紙第三行の上寄りに「刑律」と記し、第八行に頭を揃えて「弘前藩政事典刑誌」と記す。表紙の次の見返しには「岩見文庫／G683／弘前図書館」と押印され、登録上は第一冊との間に六冊が存在するようだが、具体的な書名は未調査である。必ずしも本書の欠本に相

当するとは言いがたい。

本書に用いられた用紙は、表紙・見返し・本文ともに同一紙で、縦二八・〇、横二七・二センチメートル、全一一行の罫紙を袋綴している。体裁としては、他の本より少し背の高い本となっている。表紙を除いて、白紙(見返し)一丁、目録六丁、本文五八丁である。片仮名まじり楷書で浄書されている。

『弘前藩政事典刑誌草稿』(以下、「草稿」と略称)六冊は、岩見文庫 G671～G675 と登録されているが、先に見た目録通りの順ではなく「第? 官制 兵制」と記された本が G675 となっており、ラベルも他の五冊が「岩見文庫/6 法度文書 34」と、『弘前藩政事典刑誌』二冊と同一分類にあるのに対し、本書のみ表紙の破損甚しく表題部を欠いていたため「岩見文庫/65 明治行政資料/133(郷)」と分類されていた。

『草稿』第一冊の表題下には双行で「共五冊/一」と記すが、やはり「五」を朱で「九」と改めている。第二冊は「共九冊/二」とあるが、第三冊「共五冊/三」の「五」は朱で「九」に、第四冊「共五冊/四」は「五」を「九」に、「四」を「六」に改め、「共九冊/六」とし、第五冊「共五冊/五尾」は「共九冊/九尾」に改めており、第五冊の表紙には朱書で「儀式七之巻 欠/文章 八之巻 欠」とする。したがって、同一体裁であることから第六冊目と判明した「官制 兵制」は第四または第五に位置づけられることとなる。当初五冊でまとめられていた『草稿』が、第二冊「民政 会計」の成る段階で、九冊

に改められたのか、それとも第二冊の当初から記された「共九冊」は正しかったのだろうか。まだ疑問をとどめておきたい。

『草稿』六冊は、体裁はほぼ同様で、縦二五・二センチメートル、横は一七・〇～一七・五センチメートルである。表紙の痛んだ第六冊「官制 兵制」を除いて、縦三・六、横一・三センチメートルの朱長方印「楠美藏」が捺されていることは、『典刑誌』二冊と同様である。「弘前新町/岩見」の記入も、第一冊のみペン書きだが、第二冊、第三冊、第四冊は『典刑誌』の表紙に見た同じ墨書である。

『弘前藩政事典刑拾遺』(以下「拾遺」と略称)三冊は、岩見文庫 G677～G679 と登録され、表紙のラベルでは「岩見文庫/64 維新資料/20(1)」とする。「楠美藏」の朱長方印は、三冊ともに捺されている。第一冊は、半紙を表紙としているが、見返しに、縦二〇・四、横三三・六センチメートル、片面十一行の罫紙を袋綴したのを一丁入れ、異筆の二冊をこよりで上下二カ所綴り合わせている。前半は縦二三・四センチメートル、三五丁からなる「寛政六甲寅年 御継目為御祝儀御料理并御能被仰付覚」で、後半は縦二五・一センチメートル、見開き二一行の罫紙を用い、行書で墨付一四丁、前後に表紙を付けた「御書出被下置御規式之写 安永六己未年十一月廿七日 御用懸御側役 小山内官藏 奈良祐右衛門」なる表紙のものである。後半の筆は裏表紙内側に楷書で記された奥書「明治八年乙亥十一月写之/楠美太素」と同筆である。仕上りは、縦二四・五、

料 横一七・〇センチメートルである。第二冊は「高岡神社祭事」

として、縦二五・二、横一七・三センチメートル、第三冊は縦二五・六、横一七・三センチメートルで、いずれも手控のままである。

資

先に見た目録では、『典刑誌』を楠美晚翠の手に成るとして
いるが、まだその積極的根拠を見出し得ない。晚翠の手に成る
ことが明らかな写本を得て、確かめたい。それよりも、『拾遺』第一冊の奥書に、明治八年十一月付で太素の名が
見えることに注目したい。しばしば引用してきた『青森県人名
大事典』（昭和四十四年）の「楠美太素」で、小館衷三氏は冒
頭に「文化二〇明治五（一八〇五〜一八七二）」とし、末尾で
「なお生没年は文化七〇明治五、文化一四〇明治一五というの
もあり、いずれか、断定しがたい。」とされているが、少くも
明治八年十一月の生存を裏付ける史料となろう。太素・晚翠
父子については、幕末から明治初年にかけて、すなわち津軽藩
から「弘前藩」にかけての時期に両名とも活躍するが、この一
連の『弘前藩政事典刑誌』等の作業は、太素の作成した資料を
含め、晚翠または楠美家の後人が表題を付して、整理した可能
性が大きい。各書の表題が同筆であるにも拘らず、本文中に同
じ書体を見出していないことを、その根拠としておく。いずれ
にせよ、太素、晚翠の筆蹟調査を今後の課題とする。

なお、弘前図書館には『弘前藩政事典刑誌 単』（請求番号
K231.E122、市史編纂資料22）がある。縦二四・七、横一六・

八センチメートルで、「青森県弘前市役所」と記す朱に近い柿色
で刷った片面十三行の野紙を用いており、目次三丁につづけて、
途中までは精細かつ美麗な書体だが、そのあと斜体の特徴ある
筆使いで、書入れ・朱筆が多いが、先の楠美本よりは美麗であ
る。大正初年頃に小野士格氏が筆写したものである。項目は
神社・神職・邸第・制度・開墾・夫役・治水・港津・山林・駅
通・寺院・賞典録・文書・会計・祭典・官省・秩禄・器械・雜
である。『典刑誌』および『草稿』の第一冊に相当する。

本書は、冒頭の「覚」、目録の四六「官廳ノ財物盜取候者」
にみられるように、寛政律そのものではない。まさしく表題通
りの「刑律」であり、明治の新しい体制下に、これまでの寛政
律を手直ししたものである。したがって、従来の幕府と藩主と
いった二重の支配構造を前提とした文言から、中央政府の一元
的支配への転換を示す文言に諸所で改められている。この刑律
がいつの時点で作成されたものか、まだ確めるにいたっていない。
限られた期間ではあったが、明治初期の「弘前藩」で施行
されていた実績の有無も未だ確めてはいない。ただ、てがかり
としては廃藩置県以後に属するが、明治七年三月二十五日付太
政官第三十九号達では「全国一般政事典刑風俗人情ニ係ル古今
ノ書籍及諸記録類ノ目録ヲ内務省ヘ進致セシム」べきことが発
令されており、本書の作成由来もこのあたりにあろうか。⁽³⁶⁾

本書と草稿本との異同は示した通りであるが、おもな異同に
ついて述べておく。草稿本がこれまでに取上げてきた寛政律諸

写本と同様の行書体漢字・変体仮名まじり平仮名使用であるのに対し、本書は楷書体漢字・片仮名混用文であり、明治初期の官用文体を用いている。草稿本に記されながら、本書に欠けているのは、八〇隠荷揚の155条「一、旅船隠荷揚致候者、品物取押、相対致候問屋鞭六、家業取放候事」および九九相對死の183条「一、男女共疵斗にて存命に候へハ、三日肆し候上、乞食手江渡之」である。本書で欠けているのが、単なる脱落なのか、他の理由があるのか、定かでない。183条の欠落については明治四(一八七二)年のいわゆる賤民解放令との関わりを考慮しておきたい。

つぎに本書と密接な関わりを有するのが、前項(十四)『御刑法牒』である。同書には各所に加筆・抹消・貼紙痕などが目についたが、その大半が本書の作成に直接関わる箇所である。いくつかの例をあげておこう。

表題	御刑法牒	刑法	刑律
覚	評議	沙汰	容赦有之事
目録二三	御容赦之事	刑法改定ニ付評議ノ処	容赦有之事
覚	御刑法御改被仰付候に付沙汰仕候所	一体ノ律重ク	一体ノ律重ク
	公義御定	幕府律	幕府律
火刑	相定候公義御定ニ付	相立幕府ノ律ニ基ク	相立幕府ノ律ニ基ク

明律相当無之

一三 御容赦之事 容赦ノ事

一八 出奔致候者召捕候節 出奔イタン候者ヲ捕候節

二一 取押候ハ、押物多少 取押候ハ取押物多少

四六 御藏之財物 官廩ノ財物

七〇 御取納之遲滞 廩夫ノ者

御取納之高 收税之遲滞

八三 御用事頼合致候者 収納ノ高

以上の若干例に見るように、用語の書き改め、とりわけ敬語の変化は、「幕府」藩庁」の二重支配構造から、「中央政府」藩庁」の一元的支配構造に改められ、過渡的に存在をみとめられた藩庁政府も、その独自性を否定されていく中で、統一的刑法典の成立にいたるまで、便宜的に幕藩体制期の旧藩の刑法典を一部修正して適用させようと試みた作業経過を端的に示すものである。

註(34) 『青森県人名大事典』(東奥日報社、昭和四四年四月)

の小館衷三氏による記事は、次の通りである(二〇五頁)。

楠美大素(「たいそ」文化二ノ明治五(一八〇五)一八七二)庄司ともいう。則敏、通称悠作、嘉永三年在司と改め、さらに大素と改める。晦山と号す。津軽藩の幕末期における参政。安政七年(万延元年)一月の領内の製紙事

業擴張の任に当たる。翌年今泉の鉄山の擴張事業に努む。

慶応四年（明治元）、奥羽連合に關して藩より家老西館宇膳（融）ら藩使が久保田（秋田）藩、仙台藩に派遣されたが、莊司は勘定奉行小山才八とともに久保田（秋田）藩に出かけた。明治元年八月一七日、奥羽鎮撫總督府參謀齋藤忠敬が、西浜（深浦、鰯ヶ沢方面）より弘前へ転陣、最勝院に滞陣したとき莊司は接待役となる。明治二年八月二日、藩主承昭と近衛尹子との婚約整い、西館宇膳が迎へたため京都に出発したとき随行。同年一〇月、城内で三等（従前の號斗目以上）による参事公選の結果、小参事に選出された。このとき大参事西館融（宇膳）、山中逸郎、権大参事杉山竜江、大道寺族、西館孤清、小参事に太素、山野茂樹、佐藤清衛、岩淵惟一、権小参事に神東太郎、都谷森逸眠、小山巴、桜庭太次馬。三年三月七日、田畑生荒調事務掛を命ぜられる。太素は詩、書をよくし、さらに平家琵琶に巧みであった。明治三年承昭より先代順承遺愛の琵琶撫子、小男鹿、五月雨の三面を賜わる。明治八年弘前漢英學校の教師となり、子弟に教授するとともに、東奥義塾教師米国人ジョン・イングに日本語を教えた。書は懷素を学び、席書をよくし、かつ印章彫刻の趣味があり、藩主の雅印も彫った。楠美晚翠、佐野楽翁、館山漸之進はその子。弘前誓願寺に葬る。なお生没年は文化七（明治五）、文化一四（明治一五）というもあり、いずれか、断定しがたい。（津輕藩日記伝類 津輕承昭公伝 東奥人名録）

(35)

同前書の蝦名甫一氏による記事は、次の通りである（二

〇五―六頁）。

楠美晚翠（「ばんすい」天保八（明治二〇）一八三七―一八八七）幕末の津輕藩士。太素の長男。名は泰太郎のち利民と改めた。江戸に上り、西洋兵学を修めて帰藩、戊辰戦争の際藩事、国事に奔走した。慶応四年（一八六八）明治元（八月南部藩の使節に迎接し、津輕藩の方針が勤王に変更した理由を述べ、同盟各藩の譴責を受けてもやむを得ない覚悟であると答えた。平曲（平家びわ）を父太素から、詩文を兼松石居に学び、深く達した。「兵要録」、「藩政事續」など数十冊の著編書がある。佐野楽翁、館山漸之進はその弟。りんご功労者の冬次郎、音楽教授の恩三郎はその子である。（津輕承昭公伝 青森県人名録）明治以降県下人物略伝）

(36)

太政官日誌明治七年第四十四号 三月二十五日条

〔第三十九号達〕 院省 使 府 県

全国一般官撰私撰ノ別ナク政事典型風俗人情ヲ徴スヘキ古今ノ書類今般内務省ニ於テ悉皆致保存候様各官庁所轄ノ書籍及諸記録類ノ日録取調至急同省ヘ可差出此旨相違候事

本稿は大坂経済法科大学一九九二年度研究補助金による研究成果の一部である。

〔訂正〕第二十七号（十四）『御刑法帳^x』を『御刑法帳』に